

令和 2 年 10 月 1 日

事務担当者 殿

全国設計事務所健康保険組合

特定法人の電子申請の運用開始及びオンライン資格確認について

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、各別のご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、政府が推進する行政手続きの簡素化、IT 化の一環として電子申請システムの運用及びオンライン資格確認が下記のとおり開始されますのでお知らせします。

被保険者各位にご周知いただくとともに、制度のご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 電子申請が開始されます。

令和 2 年 11 月より、特定法人の事業所（資本金 1 億円を超える事業所等）の 3 届出についてマイナポータルを使用したオンライン申請が開始されます。

今後、電子申請の状況を見据え、対象事業所・対象届出を拡大する予定です。

（この通知文は、厚生労働省保険局保険課及び健保連のガイドラインをもとに作成しております。今後、具体的な詳細な情報が発出され次第、順次ホームページ等で情報提供致します。）

2. 保険医療機関を「マイナンバーカード」で受診いただけるようになります。

令和 3 年 3 月よりオンライン資格確認が開始されることに伴い、「マイナンバーカード」が健康保険証としてご利用いただけるようになります。

以上

※詳細につきましては、別紙をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記担当課までご連絡ください。

（お問い合わせ先 第一業務部適用課 TEL03-3404-7344）

特定法人の電子申請の運用開始について

1. 特定法人の電子申請が義務化

令和2年11月より特定法人事業所の下記の3届出は、電子申請で行ってください。（当分の間、電子申請は義務化対象の特定法人の3届出になります。）

電子申請義務化の3届出…算定基礎届・月額変更届・賞与支払届

特定法人とは ○資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
○相互会社（保険業法）
○投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
○特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

※当組合加入事業所の特定法人については、今年度の算定基礎届総括表の「特定法人に該当するか否か」の回答欄で確認しております。

2. 電子申請の環境と仕組み

電子申請は、民間サービス事業者が提供するサービス（例：申請APIと連携する人事・給与システム）を利用して行います。

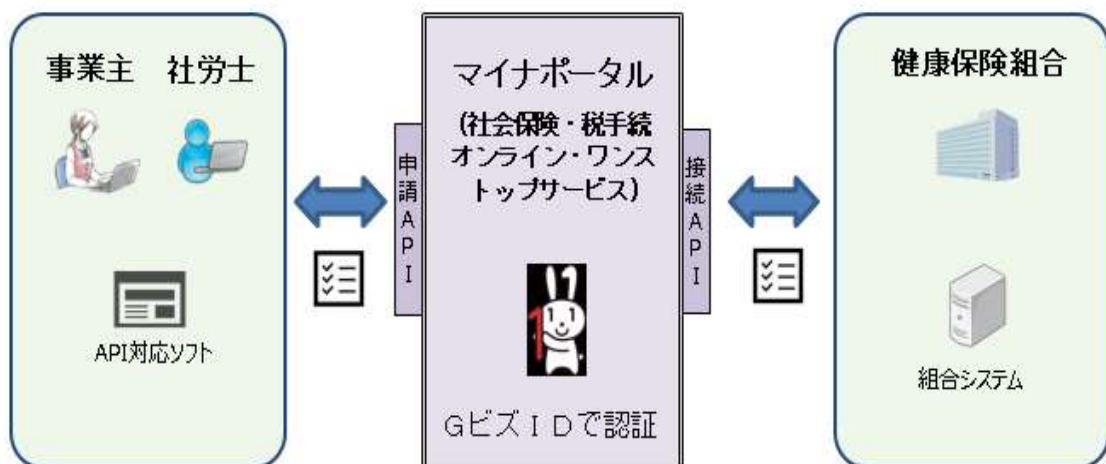
（日本年金機構の届書作成プログラムから直接に申請することはできません。）

手続の詳細は人事・給与システム毎に異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問い合わせください。（申請APIと連携するための仕様書については、内閣府HPで入手申請ができます。事業所において独自に人事給与システムを構築されている場合は、仕様書を入手の上ご対応をお願いします。）

なお、一手続の容量については、30MBが上限となります。

電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前にGビズIDの取得をお願いします。

11月に運用が開始される電子環境



3. 電子申請システムの Q&A

Q1. 社会保険の手続きについて、電子申請の義務化の対象になるのは、どのような事業所でしょうか。

- A 特定の法人の事業所が、社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、電子申請で行うことになります。特定法人とは、
- ①事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
 - ②保険業法に規定する相互会社
 - ③投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人
 - ④資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社になりますので、①～④のいずれかに該当する場合は、電子申請の義務化の対象になります。

Q2. 電子申請が義務化されるのは、どの届書ですか。

- A 健康保険の手続きのうち、
- ・被保険者報酬月額算定基礎届
 - ・被保険者報酬月額変更届
 - ・被保険者賞与支払届
- の3届書については、電子申請による届出が義務化になります。

Q3. 電子申請義務化の対象となる「特定法人」に該当するか否かは、どの時点で判断すればよいでしょうか。

- A 毎年度、それぞれの法人ごとに定める事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第13条及び第14条に規定する事業年度をいう。）開始日を基準に判断します。
- 例えば、事業年度の開始が1月1日の事業所の場合は、1月1日で特定法人に該当するか判断し、該当している場合は、1月1日以降の届出が義務化の対象となります。

Q4. 事業年度の途中で、資本金等を変更する場合、いつの時点をもって電子申請義務化の対象になるのでしょうか。

- A 毎年度、「事業年度開始の時」に判定することになりますので、事業年度開始の時の資本金等が1億円を超える場合は、資本金等の減資により1億円以下となったとしても当該年度は義務化の対象になります。

Q5. 自社におけるシステム改修等が必要になるため、令和2年11月から電子申請に切り替えることが困難です。

- A 罰則はありませんが、「電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合のみ、電子申請によらない方法により届出が可能」となっています。
- 特定法人は、電子申請による届出をするための環境が整い次第、順次、実施することになります。システム改修が間に合わない場合、健保組合にご連絡ください。

Q6. 電子申請を行うために、事業所としてどのような環境を整える必要がありますか。

- A 電子申請システムを利用するには、申請APIに対応する人事・給与システム等を備える必要があります。
- なお、電子申請では、ログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段として、公的個人認証サービスによる電子証明

書（署名用電子証明）又は法人共通認証基盤のGビジネスID（gBizID）を取得する必要があります。

また、電子証明書は有料となりますが、「gBizID」はアカウント（ID とパスワード）を無料で取得することができます。

Q7. 電子申請に必要な「gBizID」のアカウントは、どのような種類がありますか。

A 電子申請には、以下のアカウントの作成が必要です。

1. 法人、個人事業所の事業主：gBizIDプライム
2. 各適用事業所の代理人（総務部長等）、1法人で複数の適用事業所がある場合の各適用事業所の事業主（支店長等）：gBizIDメンバー

Q8. 事業主が申請する場合、「gBizID プライム」と「gBizID メンバー」のどちらのアカウントが必要ですか。

A 社会保険の適用事業所の事業主が「法人、個人事業所の事業主」と同一の場合
⇒gBizIDプライムのアカウントで電子申請の手続きを行ってください。

社会保険の適用事業所の事業主が支店長等で、「法人、個人事業所の事業主」と異なる場合

⇒gBizID メンバーのアカウントで電子申請の手続きを行ってください。

Q9. 1 法人で複数の適用事業所がある場合、どのように gBizID のアカウントを取得するのでしょうか。

A 1法人で複数の適用事業所がある場合、法人の代表取締役の方は「gBizIDプライム」、各適用事業所の事業主（支店長等）の方は「gBizIDメンバー」のアカウントをそれぞれ取得します。

手続きの流れは以下のとおりです。

1. 法人の代表取締役が「gBizIDプライム」のアカウントを取得する。
2. 「gBizIDプライム」のアカウントの利用者（法人の代表取締役）が、各適用事業所の事業主（支店長等）を「gBizIDメンバー」として登録する。
3. 各適用事業所の事業主（支店長等）にメールが届き、「gBizIDメンバー」のアカウントを取得する。

Q10. 社会保険労務士が手続きを代行する場合、gBizIDはどのように取得するのですか。
また、適用事業所において必要な手続きはありますか。

A 手続きを代行する社会保険労務士が各自でgBizIDを取得するため、適用事業所において、gBizIDメンバーのアカウントを払い出す必要はありません。ただし、社会保険労務士が提出代行するにあたり、「提出代行証明書」が必要となりますので、「提出代行証明書」へ押印いただき、社会保険労務士に提出する必要があります。

「提出代行証明書」については、日本年金機構のHPから取得することができます。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.html#cms03>

オンライン資格確認について

1. オンライン資格確認とは

マイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになり、最新の資格情報等がオンラインで確認可能となります。

社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会が、資格履歴を一元的に管理する仕組みを整備するとともに、全保険者と全国の保険医療機関・保険薬局のデータが集約化されます。集約されたデータは、ご自身の健康管理にもご活用いただけるようになる予定です。

2. オンライン資格確認のメリット

①お手元に健康保険証がなくても「マイナンバーカード」があれば保険医療機関を受診いただけます。

②高齢受給者証の発行、高額療養費限度額適用認定証等の申請が不要になる予定です。

(保険者が発行している高額療養費の限度額適用認定証、高齢受給者証等の各種証類をデータ化して資格確認システムに集約化することで申請及び発行業務が不要となる予定です。)

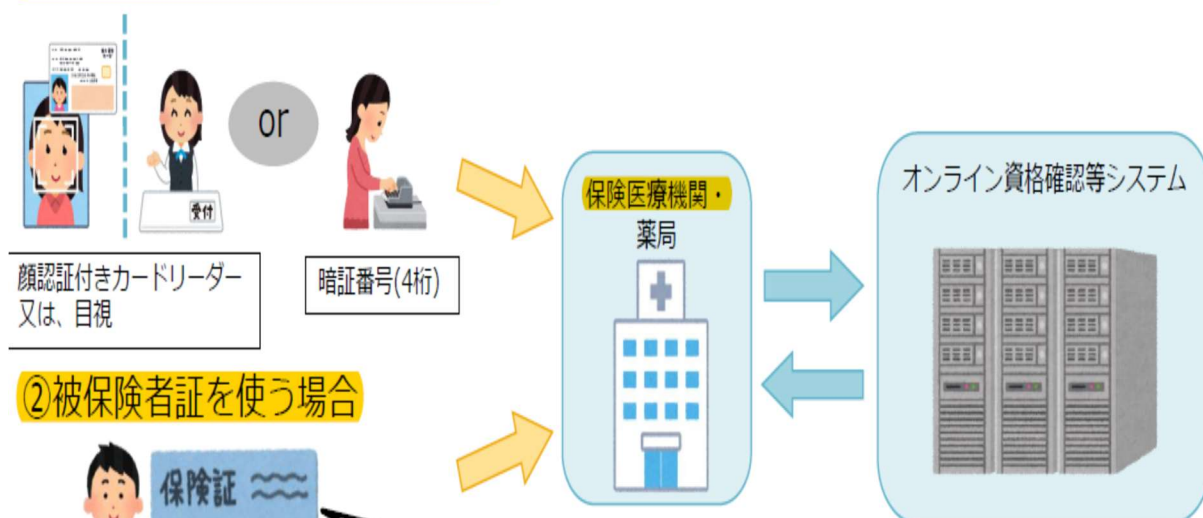
③健診データの活用が可能となる予定です。

(資格確認データと併せて、特定健診データも医療機関等とオンラインで連携することで、健診結果を経年で確認することが可能となり、予防・健康づくりに役立てることができる予定です。)

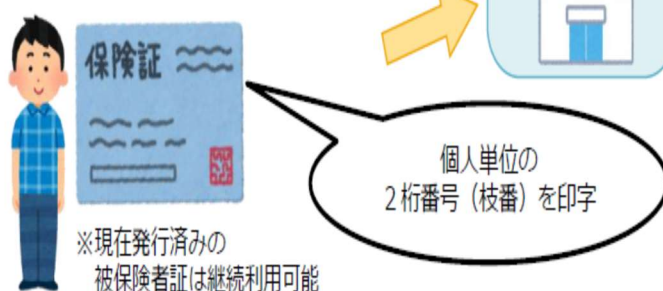
④薬剤情報の管理・活用が可能となる予定です。

(資格確認データと併せて、薬剤情報を医療機関等とオンラインで連携することで、多剤、重複投与の軽減につながる可能性があります。また、加入者本人にとっても、自身の服薬状況や後発医薬品に切り替えた場合の価格差等を把握することが可能となる予定です。)

① マイナンバーカードを使う場合



② 被保険者証を使う場合



3. オンライン資格確認のスケジュール

令和3年3月	保険医療機関窓口にて順次マイナンバーカードによるオンライン資格確認が開始予定
令和3年4月	新規発行の健康保険証に、個人単位の2桁の番号の印字を開始（発行済の保険証は、そのまま使用）
令和3年5月	保険医療機関窓口にて順次健康保険証によるオンライン資格確認の開始予定

4. 健康保険証に2桁番号が追加されます

- ①令和3年4月以降の新規発行の健康保険証については、個人が識別できる2桁番号を追加します。（記号+番号+2桁番号）
- ②従来の2桁番号がない健康保険証でも、記号・番号・生年月日等で資格情報が特定できるためそのまま使用でき、回収・差し替え等は不要となります。
- ③政府としては、将来的には健康保険証を廃止し、マイナンバーカードのみで保険医療機関を受診できるようにする見込みですが、マイナンバーカードの普及が定着するまでは、健康保険証の発行業務は従来通り継続となります。



枝番付きの被保険者証様式（イメージ）

個人単位被保険者番号
（個人単位被保番）

保険者番号・記号・証番号

+

new 枝番（2桁）

5. ご提出いただいたマイナンバーの確認について

オンライン資格確認では、マイナンバーと資格情報が正しく紐付けられている必要があります。

当組合では、今回初めて導入される制度ということを鑑み、マイナンバーのご提出がある方のみを対象に、4情報（氏名・生年月日・性別・住所）を用いて住民基本台帳ネットワークシステムへマイナンバーを照会し、登録されているマイナンバーが正しいか否かの確認作業を実施し、誤っている場合は当組合で正しいマイナンバーを入力する予定です。

6. ご提出いただけないマイナンバーの取り扱いについて

今後のオンライン資格確認の動向を踏まえ、マイナンバーのご提出をいただけない場合は、住民基本台帳ネットワークシステムにて、情報照会手数料を当組合が負担してマイナンバーを取得することとなりますのでご承知おきください。（当組合は、事業主及び組合員の方がご納付いただいた大切な健康保険料で運営しております。不要な支出は抑えたいと考えておりますので、マイナンバーのご提出にご協力をお願い申し上げます。）